

平成 2 7 事業年度計画

独立行政法人 航海訓練所

独立行政法人航海訓練所平成 27 事業年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 27 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営の効率化の推進

船員教育機関 15 校（商船系大学 2 校、商船系高等専門学校 5 校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等 8 校（以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。)) に対する航海訓練について、内航用練習船と他の練習船との訓練分担について検証し、航海訓練体制を確立する。

（2）人材の活用の推進

教育訓練の質の向上とその効率的な実施を図るため、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に 40 名程度の人事交流を実施する。

職員採用については引き続き商船系大学の他水産系大学、高校、専門学校等を対象に広く募る。また、内航海運、外航海運における船員経験者を含めた採用ルート拡大を図る。さらにこれまで拡大した採用ルートと継続的な情報交換を進め、安定的な職員確保に努める。

（3）業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 27 年度予算（平成 26 年度比 3 % 減）を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 27 年度予算（平成 26 年度比 1 % 減）を抑制する。
- ③ 講義等の訓練の一部について、専門家・関係団体等への外部委託を行い、海運業界の現状に係る知見等を活用し航海訓練業務の充実と効率化を図る。
- ④ 社会状況等に応じた航海訓練のあり方を見直すことと併せ、管理部門の見直し、毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施することにより、航海訓練関連業務を効率的に実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

航海訓練及び船内生活を通じて、新人船員に要求される資質、知識及び技能等のシーマンシップが身に付いた人材を育成するとともに、内航や外航海運業界のニーズを踏まえた、安全かつ実践的な航海訓練の強化・充実を図るため、以下の(a)～(j)に掲げる取組を実施する。

(a) 三級海技士養成

日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。

- ① 船舶運航及び船員に関する管理能力向上のため、船舶運航の基礎訓練の充実と、BRM/ERMに基づくチーム力を高める訓練を実施する。
- ② 海事英語教材を活用した、実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を実施する。
- ③ SOLAS 条約^{*1}、ISM コード^{*2}、ISPS コード^{*3}等の国際条約や関連規則の理解のため、安全な機器取扱・整備、安全管理、操練を含む船員の訓練等に関する実習を実施する。

*1 SOLAS 条約：海上人命安全条約

*2 ISM コード：国際安全管理コード

*3 ISPS コード：船舶と港湾施設の国際保安コード

- ④ 各船員教育機関と連携した登録 ECDIS 講習に取り組み、実船及び教材を活用した実践的な訓練を実施する。
- ⑤ 操船及び機関室シミュレータの整備を行い、実船及びシミュレータによる複合訓練の在り方を策定する。

関係機関等との意見交換等を踏まえ、海技者に必要とされる船舶の運航技術・知識等を的確に把握し、航海訓練に反映する。

また、社船実習制度の円滑な実施のため、引き続き海運会社との連携を図り、練習船が担う訓練内容の充実・強化を図る。

(b) 四級海技士養成

若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化

を図るため、以下の取組を実施する。

- ① 以下の内容等を含む内航船員養成教育訓練プログラムを引き続き運用し、船員教育機関との連携を図り、改善点の見直しによる実行性を高める。
 - ア．安全装具、設備の取扱
 - イ．船橋単独当直
 - ウ．出入港における機器操作
 - エ．機関運転・整備
 - オ．バラスト操作
- ② 内航用練習船の活用により、内航船の常用する航路での訓練等の充実を図る。
- ③ 関係団体等からの協力を得て、内航海運の社会的な意義や役割の理解及び業界からのニーズを実習生に伝えるための取組を行う。
- ④ 練習船乗組員を活用し、実習生の幅広い年齢層とのコミュニケーション能力を含む職業意識を高める取組を行う。

(c) その他の航海訓練の実施

六級海技士（航海）養成について、船橋航海当直能力を習得するための訓練を実施する。

(d) 実習生の適正な配乗計画

船員教育機関等からの受託員数を踏まえ、当該年度の計画に基づき実習生を配乗する。また、実習生の配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。

(e) 訓練の達成目標

以下の訓練に重点を置き、全員の訓練課程の修了を目指す。

- ① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養
- ② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

- ① 練習船の安全運航の確保、環境保護、国際条約等への対応のため、以下の所要の工事を実施する。
 - ア．日本丸大規模修繕
 - イ．環境保護対策設備改修
 - ウ．国際的環境地域制限に備え、使用潤滑油を計画的に更新する。

- ② 改正 STCW 条約マニラ改正によって強制化される訓練の充実を図るため以下の措置を講ずる。
 - ア. 青雲丸に操船シミュレータ搭載工事（第 2 期）を実施する。
 - イ. 銀河丸、青雲丸にエンジンルームシミュレータを導入する。
- ③ 操船シミュレータ訓練及びエンジンルームシミュレータ訓練について、継続的にインストラクタの育成を図る。またシミュレータと実船、実機を組み合わせた訓練の充実を目指す。
- ④ 実船・実機による訓練を補完する教材を整備し、効果的、効率的な訓練の実施を図る。
- ⑤ 練習船テキスト等の改訂を継続して実施する。
- ⑥ e-learning について昨年度実績を踏まえ、インフラ環境整備を検討する。

（g）海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。これらの業界、機関等から要求される知識・技術レベル及びその他のニーズを把握するとともに、相互の連携により、航海訓練の質を向上させる。

（h）実習生による訓練評価等

- ① 「実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価」を定期的に実施し、問題点を把握し航海訓練に反映する。
- ② QMS（STCW 条約に基づく資質基準制度）マネジメントレビューを基にした改善を図るため、感想文及び実習アンケートの見直しを行う。

（i）職員研修

- ① 昨年度運用を開始した職務別・階層別に体系付けた職員研修計画を検証し、効率的な運用を図る。

外部への委託研修のほか、航海訓練所職員の知見を活用した内部研修を実施し、期間中延べ 110 名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。さらに所内ネットワークを活用し研修資料や研修報告の情報共有を図る。
- ② 航海訓練・研究活動の活性化を図るため、教育研究機関等に留学させることを検討する。

（j）安全管理の推進

- ① 安全管理システム（SMS）及び船舶と港湾施設の保安のための国際コー

ド(ISPS) による船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の維持・向上を図る。

- ② 航海訓練における自己点検・リスク管理の更なる向上を図り、適正な安全管理を推進するため、以下の取組を実施する。
 - (ア) ヒヤリハット情報の分析によって優先すべき事故防止対策を定め、設備及びマニュアルの改善で対応すべき内容を「安全・環境保護基準」に加えて全船で展開する。
 - (イ) 「安全教育資料」について、特に注意を要する、あるいは頻発する事例を精査して掲載し、さらにヒヤリハット情報の分析結果等を加えて内容の充実を図り、船内における安全教育に活用する。
 - (ウ) 「指差呼称」のために効果的な視覚標識等を充実させるとともに、船内で行う効果的な指差呼称の方法について検討し、各船への普及を図る。
 - (エ) 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、当所職員が民間管理船舶に乗船して得た安全管理の取り組みを練習船に活用する。
- ③ 台風接近時等自然災害の発生する恐れのある状況における陸上からの支援について、遠洋航海船に対する気象情報提供方法を改善し、これまで以上に気象情報を入手しやすい体制を構築する。
- ④ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を関係機関との連携を視野に入れて企画・実施する。
- ⑤ 健康保持増進活動計画を策定し、実習生及び職員に対する健康管理体制の充実を図る。

また、カウンセラー養成研修受講者による講習会等を開催することによりメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制の充実を図る。

(2) 研究の実施

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす等、独自研究と船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進し、その研究成果を航海訓練に活用する。

また、国際条約への対応等の研究課題の取組として「国際条約及び地域による環境規制への既存船の対応策に関する研究」等を引き続き実施する。

(a) 研究件数

期間中、独自研究については 14 件程度、共同研究については 10 件程度

を実施する。

(b) 研究活動の活性化

研究成果について、指標により年度評価として結果を示すとともに、研究成果を航海訓練及び練習船運航に活用出来るようにとりまとめ、研究活動を一層活性化する。

船員教育機関及び外部研究機関との研究活動に関する意見交換や学術論文のデータベースの活用により、関連機関との研究交流を一層推進し、研究活動の活性化を図る。

(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

- ① (ア) 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程度から合計 60 名程度の研修員を受け入れる。

海外の船員教育機関からの研修員受入に際して定める研修ガイドラインに基づいて、研修を実施する。

- (イ) 開発途上国の船員教育・訓練に携わる教育者を研修員として受入れ、実船訓練の場を通じ船員教育実務の知識、技能の向上を図り、開発途上国の船員養成に資する。

- ② アジア人船員国際共同養成プロジェクト及び承認船員制度に基づくフィリピン等における無線講習等、国の施策、海外の政府機関及び海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。

- ③ 関係委員会、民間団体等からの要請に応じ、専門分野の委員、講師等として延べ 19 名程度の職員を派遣する。

国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等へ職員を積極的に派遣する。または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。

(b) 研究成果等の普及・活用

- ① 研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物(調査研究時報)の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。

- ② 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を

外部機関に対し広く開示する。また、国内外の船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を引き続き検討する。

- ③ 6 件程度の論文発表及び 6 件程度の学会発表を行う。

(c) 海事思想普及等の推進

海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。

- ① (ア) 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を 12 回程度実施する。
- (イ) 小中学生等を対象とする学校教育と連携した海や船に親しむ体験型のシップスクール等の活動を 33 回程度実施する。また、各種イベントを実施する。
- ② 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。
- ③ ホームページを利用し、当所事業や海事に係わる情報を広く国民に提供する。また、SNS*等電子媒体を積極的に活用し、業務運営に関する情報を迅速・正確かつ広く国民に発信する。

*SNS : Social Networking Service

また、電子媒体及びシップスクール等を通じて、海事分野に関する国民の意見広聴を推進する。

(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化

以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。

- ① 業務運営の改善及びガバナンス強化のため、監査室を設置し、監事機能を充実・強化するとともに、内部監査を活用しつつ効果的な監査を実施する。あわせて教育査察をはじめとした多目的な調査・監査を確実に実施し、モニタリング機能を強化する。
- ② 内部評価委員会の下部組織である業務推進・活性化委員会を四半期毎に開催する。同委員会において所内横断的に業務運営について意見・提案等を求め、業務執行等に反映させる。
- ③ 「コンプライアンス・マニュアル」の改訂及び職員への周知をはじめ、コンプライアンス遵守に係る情報発信を強化するとともに、倫理・コンプライアンスに係る職員研修等を計画的に実施する。
- ④ リスクの評価・分析に基づき策定したリスク対応計画に沿った取り組みを進め、適正な業務運営を確保するためのリスクマネジメント体制の整備を推進する。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

既存文書の電子化、共有化を進めるとともに、クラウド上において共有電子情報を有効活用し、一層の業務運営効率化を図る。また、情報セキュリティポリシーを踏まえた情報の安全管理対策の向上を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

以下により計画的な自己収入の確保を図る。また、自己収入の拡大に向け、引き続き検討を行う。

- ① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げを実施する。(平成27年度 11,000円/人・月)
- ② 練習船テキスト等の販売を継続するとともに内容の見直しを行い、充実に図る。
- ③ 運航実務研修実施時期の見直しを行い、効率的な研修を実施する。

(2) 予算

区 別	金額 (百万円)
収入	
運営費交付金	5,197
施設整備費補助金	31
業務収入	443
計	5,671
支出	
業務経費	1,924
施設整備費	31
一般管理費	191
人件費	3,525
計	5,671

[人件費の見積り]

年度中総額2,925百万円を支出する。

但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額（百万円）
費用の部	5,683
経常経費	5,683
業務費	5,195
受託経費	0
一般管理費	446
減価償却費	42
収益の部	5,683
経常収益	5,683
運営費交付金収益	5,197
受託収入	0
業務収入	443
資産見返負債戻入	42
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額（百万円）
資金支出	5,671
業務活動による支出	5,640
投資活動による支出	31
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	5,671
業務活動による収入	5,640
運営費交付金による収入	5,197
業務収入	443
投資活動による収入	31
船舶建造費補助金による収入	31

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、さらなる航海訓練の質の向上・安全確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源
教育施設整備費 オンボード操船シミュレータ 施設整備	31	独立行政法人 航海訓練所 施設整備費

(注) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を追加する等、変更されることもある。

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。